

# 下官集の定家

——差異と自己——

浅田 徹

要旨 藤原定家の下官集について、その内容を検討する。本書は草子の書き方を中心とした伝書で、文学の内容そのものとは直接関わらないため、和歌研究者からのまとまった考察がない。しかしその記述を考証していくことで、顕註密勘・三代集之間事・僻案抄といった歌学書群、あるいは定家本三代集の校訂作業などと同じ基盤を有していることを指摘できるのではないかと考える。従来の研究（国語学の分野からのもの）は仮名遣い規定に集中し、それ以外の部分は詳しい注釈も行われずにきているので、本稿ではまず全文を改めて検討することから始める。同時にそこに一貫する定家の姿勢を「他者と自分との差異を提示して、それを一つずつ根拠付けていく」と捉え、最終的にそれを歌道家当主としての自己定位の営みを象徴するものとして読むことを試みる。また、他者としての六条家の存在はここでも作品形成の一つの契機となっていたらう事を示す。



目次

- 一、はじめに
- 二、各条の内容（一） 表紙裏書
- 三、各条の内容（二） 「書始草子事」
- 四、各条の内容（三） 「嫌文字事」
- 五、各条の内容（四） 「仮名字かきつゝくる事」
- 六、各条の内容（五） 「書歌事」
- 七、各条の内容（六） 「草子付色々符事」
- 八、モチーフの整理（一） 「主題 1・差異」
- 九、モチーフの整理（二） 「主題 2・故実／古代志向」
- 十、モチーフの整理（三） 「主題 3・合理性志向」
- 十一、おわりに

一、はじめに

本稿は定家研究の視点から、下官集がどのような意義を持つ作品であるかを分析しようとしたものである。「定家研究の視点から」と断ったのは、本書は仮名遣い史の貴重な資料として表記史研究の視点から活用されて来たからである。しかし、和歌研究の側から見れば、これが定家の歌学書である限り、定家歌学の一環をなすものとしての位置

付けをしないわけにはいかない。下官集が僻案抄や和歌会次第といった定家学書、また定家本三代集などどのような関連を持ち、定家の置かれたどのような立場に根差しているのかを考察するべきである。そのような視点を立てることが、表記史研究に対しても全く何の寄与もしないわけではなからう。本誌前号の「下官集の諸本」（以下「前稿」と呼ぶ）においてすでに下官集の諸本について論じたが、本稿では内容の検討に移ることにする。

従来の研究は、当然のことながら「嫌文字事」の条に示された仮名遣い規定に集中している。しかしそれだけでは下官集が全体として何を述べているのかは浮かび上がってこない。そこで本稿ではまず各条の内容を改めて一つ一つ検討し、そこからいくつかのモチーフを拾い出して、最後にそれらをまとめるという形を取りたい。下官集の注釈は『国語国文学研究史大成15 国語学』（三省堂、昭36。増補版昭53による）の頭注が唯一のものである（山内育男氏の手になるものという）が、同書の性格上簡略なコメントにとどめられている。冗長なようではあるが、考証可能なことはなるべく取り上げておくことにした。しかし、特に国語学関係の知識と経験に乏しいこともあり、なお見落としや誤解が多いことを恐れる。

全体のとおり直しを試みつつ、ここでは三つのモチーフを重要なものと認め、それに関わる記述が現れるたびにすくい上げていくことにする。三つのモチーフとは、

〔主題1・差異〕

〔主題2・故実／古代志向〕

〔主題3・合理性志向〕

である。主題1は定家が自分のやり方について他者との差異を基に語ろうとすることを指す。主題2は定家が自分のやり方を選択するに当たって、「故実」「古代性」を志向しようとすることを指す。主題3はやはり同じ選択において、

「合理性」を基準として主張しようとすることを指す。ある記述に複数の主題が重なることもある。

これらのモチーフは決して今回新たに措定されたものではない。例えば、主題3は小松英雄氏以下の研究により「表記の合理性を追究する定家」という形で掘り下げられて来たモチーフであろう。主題2にしても小松氏や迫野慶徳氏によって言及されてきた事柄である。本稿では従来の指摘を含み込みながら、下官集全体の分析、さらには定家歌学の性格付けに結び付けようと考えているわけである。

下官集を読む時、最も「わからない」のは、「なぜこのような些細なことが伝書になり得るのか?」「伝書の内容は通常は『晴れの場で通用すること』『父祖代々伝えられてきたこと』であるべきなのに、ここではなぜ『これは俊成説ではない、自分一人の考えで、誰も同意していない』と定家は述べるのか?」の二点であると私は考えている。大きく言えばそれらは「定家にとって伝書とは何であったか」という問題に帰着する。本稿では明確な答えを得るところまでは到達できないが、理解のモデルを提示するための試行と考えていただきたい。

本文の引用は前稿に付載した校本（大東急記念文庫蔵「定家御模本」を底本とする）に拠り、底本の欠落を他本で補う場合は\*を付し、該当箇所傍線を引いて示す。伝本の系統分類については前稿を参照していただきたい。底本は定家自筆本を模写したものの模刻版本であり、現在最も信頼すべきものである。すでに原態に近付けた翻刻を示しているし、別に影印紹介の予定もあるので、ここでは句読点・濁点などを付し、内容上問題になるところ（改行方式に關する記述などを除いては改行も原態を崩していることをお断りする。また、原本で細字や割注になっている部分は「」で括弧すること示した。

## 二、各条の内容(一) 表紙裏書

本文

僻案「人不用、又不可用事也」

此事、此廿余年以来之人、殊有存旨歟。悉被書改。大略皆えと書て、へとゑと被棄歟と見ほどに、ふゑ・絶たへ許ニ此字出来。言語にも美麗女房達ハ、月次のえみむ、五体不具えあんなりと申す。

最初の一行は恐らく定家自筆本の表紙にあつたものである。大野晋氏はこれを本来の書名と認められ、その蓋然性は高い。ただし本稿では慣用と便宜とにより下官集と呼称する。割注の「人不用、又不可用事也」のうち、「人不用」は「以下の方式は誰も用いない」の意だが、「又不可用事也」は「用いてくれる人などいるはずもない」と言うのが、「人に使わせてはならない」の意なのか、どちらにも取れる。しかし全体の論調からすると前者であろう。「(私ハ)もとより道を好む心欠けて、わづかに人の許さぬことを申し続けるほかに、習ひ知ること恃らず」(近代秀歌)のような口調を想起させる。しかし近代秀歌が紛れもなく自説(本歌取り理論)を權威化して伝授する書物であるように、下官集もやはり伝書としての機能を持たせられていることに疑いはない(つまり、単なる自分の心覚えなどではない)。対他的な意味を持つからこそ謙辞が加わるのである。

しかし、それにしてもこの割注は定家の孤立性を浮き立たせていることは事実であろう。周囲の他者とは違つていふことの意識が本書の裏には常に存在するのである。↓〔主題1・差異〕

「此事…」からは恐らく原表紙の見返しに後から書き加えられた文言である。伝本によつてはこの部分を「表紙裏書」「袖書」と表示してあるが、原態を伝えた注であろう。筆跡を見るにここもやはり定家の記したものと判断される。ただしその時期は不明であり、「此廿余年以来」もいつを指すのか分明でない。内容については馬淵和夫氏に詳論があるが、私なりに簡単にたどつてみる。

「此事」とあるのは後述する「嫌文字事」の頭注と関係がある。定家模刻本によれば定家は本文部分にもいくつか追注を加えているが、「嫌文字事」の上欄外に「近代之人、多ふゑとかく。古人所詠、あしまよふ江を、以之可為証」と「笛」の仮名遣いについて「近代之人」を批判した注があり、「表紙裏書」と関連する。「笛」の頭注と「表紙裏書」とは同時に加えられたのかもしれない。定家模刻本の基になった定家自筆本は為家に与えられたと推定できるが、あるいはいつたん与えた後に再び返却させ、頭注などを書き加えたのではないだろうか。僻案抄でも為家にいつたん与えられた本に定家の加筆があつたらしく思えるので、類推すればそのような仮定は不合理ではないと思う。

「表紙裏書」前半は、近年の人々がエの音節を「え」と表記して「へ」「ゑ」を用いなくなつたこと、たまたま「笛」「絶え」だけは「ふゑ」「たへ」と表記しているがそれはかえつて誤つてゐること（「嫌文字事」では「ふゑ」「たえ」が正しいとしている）を指摘する。後半は「美麗女房達」ですら「月次の絵」や「五体不具穢」などエと発音されるべき音節がエになつてしまつてゐることを指摘する（「言語」は口頭語の意）。定家の生きた時期はエとエとの一致が進んだ頃で、早く非語頭の音節ではエとエとの区別は失われていたが、このころ語頭でも区別がなくなりつつあつたのである。従つて、すでに指摘されている通り、定家はエとエの音韻の区別はできたが、語頭以外では自分の発音を内省して歴史的仮名遣いに即した形を再構成することはできない世代だつたことになる。このことは以下の記述を読む上でも関わってくる。

前半は「ゑ・へ」表記の消失と「え」への一本化を、後半はエ音の消失とエ音への一本化を指摘していることになるが、両者は連関しているものと思う。恐らく定家はエ音が失われていくことに危機感を覚え、表記でもそれに同調して本来の豊かなヴァラエティが失われ、「え」の字だけになってしまっているのではないかと危惧していたのであろう。もちろん、「ゑ」も「へ」もその後数百年を生き延びたことからわかるように、これは短絡であり、杞憂なのであるが、言語学者でない定家がこのような不安を抱いても責めるわけには行かない。実際には、非語頭のエ音節に対して「へ」「ゑ」と書くべきところが発音に引き摺られて「え」と表記されてしまうことはなるほど起こつたにせよ、「表紙裏書」で定家が言っているように「大略皆えと書て、へとゑと被棄」という事態はとても起こり得ないと考えられる。

「此廿余年以来」がいつか確定できないので有効な調査とはいえないが、当時の書記資料として熊野懐紙・熊野類懐紙（正治・建仁年間の書写）を調査してみる。写真で確認のできるものとして『墨美』169号に載せる四十二葉七十二首を対象にすると、

\*「ゑ」正用

- ・ 「こずゑ」（梢） 後鳥羽院1・公経1・季景1
- ・ 「すゑ」（末） 公経1・雅経1・寂蓮1
- ・ 「こゑ」（声） 具親1・季景1・寂蓮1・定家1・雅経1
- ・ 「ゆゑ」（故） 後鳥羽院1      \*下官集では「ゆへ」とする。
- ・ 「ゑめ」（笑め） 長房1



\*「ゑ」誤用

（ナシ）

\*「へ」正用

・「いくへ」（幾重）雅経 1

・「かへる」（帰る）具親 1・信綱 1

・「おもへ」（思へ）寂蓮 1

・「まがへ」（紛へ）家重 1

・「さへ」（助詞）定家 1

\*「へ」誤用

・「さへ」（冴え）後鳥羽院 1・公経 1

\*「え」正用

・「えだ」（枝）公経 1（字母「江」）

・「きえ」（消え）後鳥羽院 1・寂蓮 2・家長 1（字母「江」）・季景 1

・「もえ」（燃え／萌え）範光 1

・「たえ」（絶え）後鳥羽院 1

・「みえ」（見え）仲家 1

\*「え」誤用

（ナシ）

のようになり、資料の数が少なすぎるとは言え、定家の周囲にいた人達が「へ」「ゑ」を捨てて「え」とばかり書くようになったなどは考え難い。仮にこれらの人々の子供の世代が対象となつていても、それほど急激な変化があるとは思われない（「表紙裏書」の書きぶりから言つて、批判の対象になつてゐるのはやはり晴れの場での書記——例えば歌会の懐紙など——であろうから、いっそう伝統に従おうとする意志も働くだらう）。定家の感想は誇張されている。「へ」「ゑ」で表記すべき音節を「え」と書いてしまふ例にそれまでよりいくらか多く遭遇するようになったのは事実であつたかも知れないが、そこに「発音ではエ音が消えつつある」ことの危機感が影響して、過剰な反応をもたらししてゐるのだらう。「言葉の乱れ」を憂える論者に典型的な反応と言えよう。↓〔主題 1・差異〕

下官集は発音について論ずる作品ではないから、「表紙裏書」はやはり余談に属することであり、見返しに感想として書き付けるにとどまつたのもその現れであらう。しかし、「嫌文字事」の仮名遣い規定のうち「ゑ」の項が、他に比べて明らかに用例採択の範囲を拡げて多くを載せようとしている（後述）のは、エ音消滅の危機感を覚えていたことと無縁ではあるまい。イヤヲでなく、エについてわざわざ書き付けた背景はそこにあつたものと思う。

### 三、各条の内容（二） 「書始草子事」

本文

仮名物多置右枚、自左枚書始之。旧女房所書置、皆如此。先人又用之。清輔朝臣又用之。或自右枚端書之。伊房卿如此。下官付此説。模漢字之摺本之草子。右一枚白紙徒然、似無其詮之故也。

（頭注）如狭衣物語ハ、必自左枚書、流例歟。

冊子本を書くに当たつて、見開きのどちらの頁から書くかという作法について述べたものである。「仮名物」は左頁から書くのが普通であり、「旧女房」たちも「先人」（俊成）も清輔朝臣も同様であると述べる。しかし右から始めることもあり、藤原伊房はそうしていたという。定家はその説を採用するが、それは「漢字之摺本之草子」を模しているのだとする。また、右頁が空白になっているのも無駄ではないかと言っている。

内容を確認していこう。まず普通の方式として左頁始まりが示される。「旧女房」が出てくるのはさきの「美麗女房」と似ているが、定家は格式の高い所の女房は古い文化を伝えているという観念を持っていたようである。例えば、辭案抄の古今集釈のうち「をがたまの木」の注で、定家は狭衣物語の歌を証歌として引き、「此物語、祿子内親王「前齋院」宣旨つくりたりと聞こゆ。昔の女歌よみは、みなこのごろの才人よりは、古きことも習ひ知りたれば、やうやありけむ」（書陵部蔵鷹司本による）とコメントしている。「表紙裏書」の記述は、そのような人達の発音さえ崩れてきたという嘆きなのである。

俊成が左頁始まりであったという記述はある程度裏付けられる。昭和切古今集の両序は三井文庫にあり、翻刻はあるが影印・複製がないので不明。天理図書館に伝俊成筆の両序があり、写真で見た限りでは自筆か、そうでなければその模写と見えるが、これは左頁始まりである。了佐切古今集も現存する部分（綴じ穴が見えるので左右どちらの頁かわかる）から冒頭まで遡って行数を考えると左頁始まりであったようである。なお俊成筆周防内侍集や古来風体抄も左

頁から始めている。

次に、清輔は自筆の写本が残らないので不明である（古今集の尊経閣文庫蔵保元二年本や宮本家本永治二年本は左頁始まり）。清輔のことについては最後にまとめて考察するが、ここで言われているのは恐らく古今集もしくは三代集であろう。これら有力な先例もあり、同時代の通例でもあった左頁始まりを定家は採用しなかつたわけである。↓（主題 1・差異）

右頁始まりであつたという伊房については少し詳しく述べたい。伊房は藤原行成孫、長元三年（1030）生れ、永長元年（1086）没。世尊寺流の能書として著名である。まず挙げておきたいのは、曾孫の伊行が著した入木道伝書の夜鶴庭訓抄に「さうし書様。まづひきひろぐるはしより書べし。普通には中より書也。家のならひにてはしより書なり。かくはしりたれど、おほく中より書たる事あり。それはぬしのこのみにても、又思ひあやまりても、又次々の人のはともかくても能ていに執せぬ也。されどさるべき事とはしるべきなり」（群書類従による）とあることである。伊房の家では見開き右頁（「ひきひろぐる端」）から書く習いで、普通の人は左頁（「中」）から書く、という。省略した後続の文を見ても、漢文の冊子ではなく歌集を念頭に置いているようなので、下官集の記述と符合する。ただし伊行は先祖代々の遺品にも左頁始まりが多いことを付け加えているので、不動のしきたりというわけでもなかつたようだ。

定家は世尊寺流一般の口伝としてではなく、伊房を名指しして「伊房卿如此」と言っているので、伊房自筆の写本を見たのであろう。そしてそれは以下に述べる事情から、古今集の写本であつたと考えられる。

定家の学書の一つに、定家卿長歌短歌之説（統群書類従所収）がある。古今集が長歌をなぜか「短歌」と記していることは院政期歌学で論争の的になっていたが、本書は万葉集・喜撰式・孫姫式などのこの歌体の規定を調査して、古今集以前には長歌は「長歌」と記されていて乱れがないことを実証しようとしたものである。その末尾に貞永元年の

定家奥書があり、さらに補足的な追記がある。その中に次のような記述が見られる。

松殿入道殿下〔帥中納言伊房卿、万葉集三箇証本、其一本之筆者也〕

帥伊房卿筆古今集之奥、書真名序之中有註。

爰及人代、此風大興。長歌〔註云、即是々也。俗以長歌称短歌謬也〕・短歌〔三十一字也。又称反歌〕・旋頭〔其体未詳〕・混本之類〔旋頭歌之異名也〕

此註又如此。本説者貫之註也云々。

諸説各可稱貫之。不弁彼是合否。

（統群書類従により、表記・句読改む）

松殿入道殿下は基房。基房はこの長歌短歌呼称問題について、伊房筆古今集の真名序に貫之の自注があり、長歌を「短歌」と呼ぶのは俗説だと書いていると定家に教えたのであろう。つまりここは基房説を引いた部分である。問題の真名序の引用は「爰及人代：」から「混本之類」までであり、「」内がそれに加えられた注である。確かに「俗以長歌称短歌謬也」と明記されていることがわかる。最後の行は定家のコメントで、「誰もが自説を貫之説と称したがる。それらと比較して真正の貫之を判定することなどはしきしい」というようなニュアンスであろう。貫之は長歌に対して「短歌」の標目を掲げた古今集の撰者なのだから、みずからそれを俗説と非難するのは矛盾であり、基房の説は信ずる気になれなかったのに違いない。

実はこの注は通常「公任脚註」として知られているものであることが、顕昭古今集序注にはほぼ同文の佚文が残されていることにより確認できる。<sup>(6)</sup> 顕昭と定家は伝承注者を異にする同種の書き入れ注を見たことになる。定家は基房に

乞うて伊房筆本を見せてもらったのだらう。このときのメモと思しい定家筆の断簡も現存している。三井文庫蔵の「歌物」と称する幅物と、冷泉家時雨亭叢書「拾遺愚草下 拾遺愚草員外 俊成定家詠草」に「京極殿 わがせこに」の名で収める断簡、また同書所収の「古筆断簡」とする一群の切の中の「京極殿 真如くちせず」と称する断簡がそれである。

回り道をしたが、つまり定家は伊房筆古今集を基房のもとで披見したことが確実である。その時期は不明ながら、下官集で「伊房卿如此」と記しているのはこのときの経験に基づいていたものと判断したい。そうであればここで念頭にあつたのは古今集の写本であることが知られ、下官集の書記理念が適用される範囲についての示唆が得られる。

下官集の記述を追うと、定家は右頁始まりを支持し、それは「漢字之摺本之草子」を模しているのだと言う。中国では早くから版本が普及したが、それは薄い紙に刷った粘葉装本であつた。粘葉装である関係で、それらは基本的に右頁始まり（見開きが一枚の紙そのものなので、その右端から本文が始まる）である。ちなみに伊房筆本はその書写の時代を考へても粘葉装であつた可能性が高い。定家はそこに版本との類似性を感じ取つたのではなからうか。なお、粘葉装でも写本の遺品はむしろ左頁始まりが多く（西本願寺本三十六人集参照）、粘葉装がすなわち右頁始まりであるわけではない。

「漢字之摺本之草子」が問題になるのは、冊子本の「起源」に関係するからではないか。見開きのどちら側から書き始める必然も基本的には存在しないだらう。しかし、古い冊子装丁法である粘葉装が中国の版本に由来するとすれば、「起源」においては右頁始まりだつたはずだ、と考えたとき、そこに行為の根柢が生ずるのである。もちろん定家の時代には列帖装が一般的だから、その「起源」はすでに意味を失っているが、定家は何かの根柢が欲しかったのであろう。なお、「草子付色々符事」の条には「和漢有之」とある。これも当該のしきたりの由来が中国に遡ること

を言いたかったのかもしれない。↓〔主題2・故実／古代志向〕

定家は右頁から始める理由をさらに挙げて、右一枚を空白しておく<sup>1</sup>と無駄な感じがすると述べる。これは完全に実際の論拠である。↓〔主題3・合理性志向〕

ここで定家自身の写本の例を確認しておこう。すでに小松英雄氏は「更級日記」や「土佐日記」（の定家筆本―注）は右半分が白紙になっている。それらのテキストが『下官集』以前に整理されたのか、『下官集』以後に方針が変更されたのかは容易に決しがたい」と述べておられる。確かに定家筆更級日記・土佐日記は左頁始まりであるが、実はそれほどばかりではなく、定家が全文を写したか、または冒頭だけ書いて家の者に後を書かせた写本として知られる歌書を見ても、興風集・伊勢集・惠慶集・大斎院前の御集・発心和歌集・兼澄集・千穎集・実方集・一宮紀伊集・讃岐入道集・基俊集・散木奇歌集・秋篠月清集・安元御賀記・近代秀歌など多くが左頁から書き始めているのである（定家の監督下に写された本でも、冒頭を定家が書いていないものは除く。真に定家筆かどうかの認定は難しく、やや危ういものもある）。定家が右頁から書くことを専らにしていた時期があったとは考えにくく、下官集の執筆年代は不明であるものの、この状況を下官集との時期のずれで説明するのは困難ではないかと思う。

一方で、下官集に言う右頁始まりの形を取るのには、三代集（古今・後撰・拾遺のすべて）と拾遺愚草、また伝定家筆金槐集（古筆学大成）は模写とする）のみが管見に入った。三代集とそれ以外の歌書とは区別されていたのではないだろうか。後拾遺以後の勅撰集の定家筆本は遺っていないので、勅撰集すべてが一つのカテゴリーを形成するのか、あるいは三代集が特別なのか分らないが、時期的な違いと見るよりは、定家が右頁始まりを特別な対象のみに限定して用いたと考える方が説明としては合理的であろう。すると、下官集は勅撰集（あるいは三代集）の書写様式について述べていたのではないかという推測が導かれる。後述するように下官集には勅撰集書写を想定するような記事が多く、

その可能性は高い。

最後に頭注であるが、なぜ物語一般の中で狭衣物語が特記されているのかは不明。影印などで確認できる範囲では、中世の狭衣写本は左頁始まりのものしか見当たらなかった。ここでは、冊子をどちらの頁から書き始めるかという問題が、各々の作品によって「流例」があるような、一般化できない（統一的基準の出せない）事柄と意識されていることになり、書写行為は個別的な「故実」の群に分断されてしまう印象を受ける。↓〔主題2・故実／古代志向〕

この条のみを見ても、故実志向と合理性志向とに定家の志向は分裂しており、そのような多元性をそのまま受け取るほかに下官集の全体像を捉える方法はないように思われる。

#### 四、各条の内容（三） 「嫌文字事」

本文

##### 一 嫌文字事

他人物不然、又先達強無此事。只愚意分別之極僻事也。親疎老少一人無同心之人。尤可謂道理。況亦當世之人所書文字之狼藉、過于古人之所用來。心中恨之。（以下用例略）

右事ハ非師説、只発自愚意、見旧草子了見之。

仮名遣い基準を「嫌文字」と表現することについては、『国語国文学研究史大成』の頭注が「嫌」を「ウタガフ」



と訓み、「ある語をどの仮名で書くべきかが疑わしいもの。嫌は疑の意。この項はかなづかいについて疑わしいものを考え定めるといふことである」と注したが、後文とのつながりからすると従いにくい。迫野虔徳氏はそれに対し、「嫌」を「キラフ」と訓み、連歌式目の「去嫌」からの類推で、語によって使う文字に避けるべきルールがあることを言うと言じられた。<sup>(8)</sup>それは「聞こえ」を「きこ江」、<sup>(9)</sup>「ゆくへ」を「ゆく衛」と書くような固定度の高い異体仮名の慣用が定家書記資料に受け継がれていることと結び付けられたのである。ただし「を／お」の書き分けのように古くからのルールに基づいているわけではないものもあるので、やや疑問が残る。内容的には特定の語に対して一定の表記を与え、仮名遣いの揺れを無くそうという趣旨の条であるので、小松英雄氏が「ある範囲の中から、不適当なものを捨て、最適のものを選択するという意味」を「嫌ふ」に認められたのが妥当であろう。書き分けの分析については国語学者による研究の蓄積に譲るほかはないが、いくつか本稿の視点から興味を持つことを述べたい。

ここで強烈な印象を与えるのは、「この書き分けは師説ではなく、自分だけのもの、誰も使ってくれるものもない」という訴えである。自分の見解は「愚意分別之極僻事也」だから、誰も用いないのは「尤可謂道理」だとあるのはもちろん謙辞であるが、「親疎老少一人無同心之人」とまで言うのは普通ではない。↓〔主題1・差異〕

確かに、冷泉家に蔵されるような定家周辺で写された歌書を見ても、定家以外の人（側近や家族）が写した部分は定家仮名遣いに拠らない。定家は周囲の書写者達に自分の仮名遣いを指導はしなかったわけである（下官集を与えた為家を除く）。それでは下官集はなぜ書かれたのか。このことは全体を通じて検討すべきことなので、最後に考えることにする。

仮名遣い用例の前までを訳しておく。「一つ、文字を選別すること。他人は全くそのようなことをしない。また、この道の先達たちも強いてこのことは行わなかった。ただ私の愚かな心から判断した全くの僻事である。親しい者も

そうでない者も、年配の者も若い者も、一人として私に同意してこれを行う人はない。まことに当然のことである。まして当世の人々の書く文字の乱れは、古人の用い来たつた所と比較してもいっそう甚しいのである（から、私の形式が受け入れられる可能性は今や決してないだろう）。ひとり心中でこれを恨むのである」ということになろうか。

原文の「況」は前稿の校本では判読に自信が持てず「？」を付して字体不分明としたが、その後自筆の明月記（冷泉家時雨亭叢書の影印による）の「況<sup>(10)</sup>」字と比較して「況」でよいと思えるようになったので改めた。「況」に氣を付けて読めば、「私の周囲の人々すら同意してくれない上に、まして当世の人の表記の乱れは激しくなる一方だから、もう誰もこの方式を用いてくれることはあるまい」という文脈と解釈できると思う。なお「過于古人之所用來」は「古人の用い来たれる所に過ぎたり」であつて「古人の用い来たれる所を過てり」とは訓めないだろう。<sup>(11)</sup> 古人も表記に不統一があるのだが、当世の人の「狼藉」はいっそう甚しいので、そのような状況では自分の案を公に向けて言い出しても無益だから、ただ心中で世を呪うのみだということであろう。この部分について、「当世の人々が古人の正しい仮名遣いを誤り、『狼藉』なので定家は心中これを不満とし、下官集を著した」という理解がなんとなく行われているように感ずるが、原文はやや違った言い方になっていると思われる。

仮名遣いそのものについては私の専門ではないが、簡単に内容を追つておこう。大野晋氏の指摘<sup>(12)</sup>以来よく知られているように、定家は「を／お」の書き分けについてはアクセントの高低で区分をしている。「を」はイロハ歌の「ちりぬるを」の字で、「お」は「うあのおくやま」の字であるが、イロハ歌を唱える時の節に従うと高低差がある（「を」が高い）ので、それを基準にして明確な二分法を得たのだ<sup>(13)</sup>。この二分法は三卷本色葉字類抄など定家以前にも行われた例があり、漢籍をめぐる世界ではある程度市民権のあつた慣用だ<sup>(14)</sup>つたものか。定家はそれを和文の世界に持ち込んだ存在だ<sup>(14)</sup>つたと見た方がよいのかもしれない。とにかくこの二分法により、定家は「を／お」については仮名遣

この混乱を避けることができることを示したのである。<sup>(15)</sup> ↓〔主題3・合理性志向〕

これに対し、「え／へ／ゑ」「ひ／ゐ／い」ではそのような基準は立てられなかった。「お／を」と違い、まだ音韻上の区別が残っていて一律な原則を当てはめることができなかつたこともある。しかし歴史的仮名遣いに照らして正しい仮名遣いはもちろんできなかつたから（エとエ、イと井の音韻が区別できることと、ある語を本来的な形で表記できることは別である）、「旧草子」を見て経験的に判断せねばならなかつたのである。しかし「旧草子」を見ることは古人の慣例に即こうとする志向を示している。「お／を」では古人の例は捨てられているから、ここには定家の志向の分裂を見ることができると。↓〔主題2・故実／古代志向〕

さらに「え」の項の頭注は「笛」の仮名遣いについて「近代之人、多ふゑとかく。古人所詠歌、あしまよふ江を、以之可為証」と述べる。「にぎりゆく水には影の見えばこそあしまよふえをとどめても見め」（後撰集恋六隠、ととのふかがたになり侍りにければ、とどめおきたるふえをつかはすとて よみ人しらず）に基づいて「笛」は「ふえ」であることの証としたものである。ここには仮名遣いに合理的な基準を与えようとする意識が認められる。「え」の項で、「枝」に関わる語（むめがえ・まつがえ・たちえ・ほつえ・しづえ）をまとめて掲げるのは、どれも枝の意だから「え」であるべきだとの理を主張したのだろうし、「断」「たえ」・消「きえ」・越「こえ」・きこえ・見え・風さえて」とや行下二段活用動詞の連用形を並べたのも同様の類推を要請したものと考えられる（終止形活用語尾は「ゆ」であるから、「五音相通」で「え」になることは読者にも納得しやすかつただろう）。↓〔主題3・合理性志向〕

ここで仮名遣い用例中の「通用」注記について一言述べておきたい。

・「へ」の項…「不堪」「たへず 通用常事也」

・「ひ」の項…「おひぬれば」「おいぬれば」又常事也」、(末尾)「但此字(＝ひ)歌之秀句之時皆通用」<sup>(16)</sup>

・「ゐ」の項…「よるのま」「よひ又常事也 通用也」

これらの多くは仮名違いの掛詞の表記に関わることである(「堪へず」と「絶えず」、「生ひぬれば」と「老いぬれば」)。「但此字歌之秀句之時皆通用」の「秀句」は掛詞・縁語の類を指す。「よるのま」だけは掛詞になることがないので、「宵」が「旧草子」でも表記が揺れていたことを指したと見られる(実際元永本古今集などでは「ひ」「ゐ」両方見える)<sup>(17)</sup>。とにかく「通用」はその語の異表記の慣例を述べたものである。

すると、「通用」の語が「を／お」の項に見えないことは注目に値する。「を／お」については定家は慣例と無関係の処理規則を立ててしまったので、「通用」の注が見えなくなるのだと解することができる。これは、「を／お」の区分について中立的な「越」の字体が用いられることとも連動していると思うので、もう少し詳しく述べよう。

「通用」は前述の通り、仮名違いの掛詞の表記に関わることが多い。しかしもちろん「を／お」を兼ねた掛詞も使用される。例えば「置く」と「奥」などがそれに当たる。しかし定家にとってそれは「絶えず」と「堪へず」の掛詞とは表記上別の事柄なのである。「絶えず」の語を、掛詞の関係で「たへず」と表記したとすると、それは「絶えず」を「通用」の例によって(慣例の許容範囲によって)「たへず」と異表記したことになる。それに対し、「置く」と「奥」では、どちらの言葉も正規の表記は「をく」「おく」と決まっただけで、語に異表記はない。そして、定家書記資料において「お／を」の組合わせが掛詞用に「越」の字体を持っている理由はそこにあるのだと思われる。なお、「え／へ／ゑ」「ひ／ゐ／い」についても定家書写資料に「掛詞であることを示す」補助的字体があるかどうかを検証しようとする試みも行われているが、私見によれば積極的な成果は得られていないように思う。

「通用常事也」などと書かれていると、例えば「絶えず」と「堪へず」とは仮名違いの違う別の語だが、掛詞と

して二つの語を、通わして用いることも一般的に可能だ」という意味に取られかねない。そうではないのである。もしそうなら「お／を」の組でも「通用」注記があつてよい。「通用」とはあくまで「この語にあつては、『たえず』だけでなく『たへず』の表記も可能だ」ということであり、それは基本的には掛詞の場面で許されると述べているのである。従つて、一つだけが掛詞に用いない「よみのま」にも「通用」の注があるのも不審なことではない。<sup>(20)</sup>

次に、仮名遣い用例に挙げられた語の典拠について確認したい。幸いこれについては高橋宏幸氏に詳しい調査があり、それに拠らせていただく。高橋氏は「まず三代集により『下官集』の用例語句と一致する語・句形・活用形の有無を調査し、三代集に見当たらない語句については、更に定家の書写・編著した典籍に拡げて調査する」方針を採られた。三代集優先は正しい処置だと私も考える。しかし勅撰集という枠を先行させるなら、後拾遺以後の各集を見ておく必要もあろう。そこで、高橋氏の調査結果から、三代集にあるものはそれでよしとし、そこからはみ出す語句だけを改めて検討したい。もちろん高橋氏のすでに指摘しておられるものもある。

1 「をぞ、」：後拾遺集207。2 「をだえのはし」：後拾遺集70。3 「おのへの松」：後拾遺集282・985、千載集・新古今集にも。4 「時おりふし」：「折節」なら拾遺集にもある。「折り伏し」と区別する為に「時」を添えたものか。5 「しづえ」：後拾遺集に四例、金葉集・詞花集にも。6 「風さえて」：金葉集273、千載集・新古今集にも。7 「かえでの木」：「かえて」だけだと「変えで」などと紛らわしいので「：の木」と添えたものか。「かへで」なら後撰集443詞書にあることは高橋氏の指摘の通り。8 「えやはいふきの」：後拾遺集612。9 「まへうしろ」：「まへ」だけだと「舞へ」とも取れるので「うしろ」を添えたのだらう。「まへ」だけなら三代集に多い。10 「ことゆへ」：「ゆへ」だけでは「結へ」にも見えるので「こと」を添えたか。「ゆゑ」はもちろん多い。11 「栢

かへ」：万葉集卷十九409。しかし仏名会後の「栢梨勸盃」の方が親しかったかもしれない。12「やへさくらけふ  
ここのへに」：定家模刻本ではかろうじて筆意が連続するように見えるので一語句としておく。詞花集29。13「衛  
士」：詞花集225。14「ゑのこ」：俊頼髓脳397に「いぬたでの中に生ひたるゑのこぐさ」という連歌が見えるのみ。  
15「詠 ゑい 朗詠」：詠吟一般を指したか。16「産穢 ゑ」：勅撰集や物語類には見えないこと、また「表紙裏  
書」との関係については高橋氏指摘。17「ものゑんじ怨」：源氏物語にあること高橋氏指摘。「怨じ」だけなら千  
載集865詞書。18「うひごと」：「初琴」として金葉集542。19「いざよひの月」：千載集997詞書、新古今集109。ただ  
し「いざよひ」だけなら古今集690、後拾遺集序。20「天がい」：「天蓋」か。歌書に見えず。21「鏡だい」：源氏  
物語には見えること高橋氏指摘。

後拾遺以降の勅撰集を優先してみると二十一例中十例が該当する。また、「まへうしろ」のように他の語との弁別  
の為に言葉を添えたと解釈できるもの四例があり、さらに15「詠」は朗詠など和歌には縁の深い言葉だから特に典拠  
は必要ないかと思えるならば、残りは11「栢 かへ」・14「ゑのこ」・16「産穢 ゑ」・17「ものゑんじ」・20「天が  
い」・21「鏡だい」の六例に過ぎない。掲出用例の総数は七十一だから、「ゑ」と「い」の項にやや特殊な例が見ら  
れるほかは、「嫌文字事」は八代集（しかも19「いざよひの月」一例を除けば詞花集まで）にある言葉を掲げようと  
しているのとは見てよいのではないか。

特殊な扱いの「ゑ」「い」についてさらに考える。「ゑ」の項では、まず「絵」「衛士」「ゑのこ」「詠」「垣下座」な  
ど、語頭の例が目立って多いことに注目したい。「産穢」・「ものゑんじ」も語頭に準ずるだろう（十一例中七例）。  
定家は「ゑ」では採択の範囲を他より拡げて語頭の用例を採用しようとしたのだと解釈してはどうだろうか。もしそ

う見てよいなら、それは表紙裏書に見えた「ゑ」の表記とエの発音が失われつつあるという危機感の反映ではないだろうか。「ゑ」の発音と、それに即した表記を明確に伝える為に、他の項目よりも語頭の例をなるべくたくさん挙げておこうと意図した可能性がある（非語頭では発音はエー正確に言うて yeーになっていたから、語頭の例が欲しいわけである）。対をなすはずの「え」の項では語頭の例は多くないし、語彙も歌書に普通のもので占められているのである。

「い」は「西の対」「天蓋」「鏡台」の三例のうち、二例が勅撰集にない。ただし「ひ」の項に「おひぬれは」の通用例として「おいぬれは」（老）があるので計四例と数えることもできる。しかしそれでも漢語が四分の三となる。そもそも和語における非語頭の「い」は、「老い」「悔い」「報い」のヤ行上二段活用動詞（この三語しかないことはよく知られている）に基づく形か、「あさい（朝寝）」「あらいそ（荒磯）」のような複合語か、「すいがき（透垣）」「きさいのみや」などのイ音便がほとんどである。定家はこれらの書き分けは容易と考え、むしろ自明のもの以外は「い」を非語頭で使わないように指導する意味でわざと漢語を並べたものではなかったか（悦目抄が語中の位置と関わらせて「上に書く」「い」、下に書く「ひ」、…と教えていることが想起される）。

「ゑ」「い」を例外として、本条の掲出用例を勅撰集（それもほぼ詞花集まで）書写のためのマニュアルと見ても大きく逸脱するところはない（三代集語彙で大半が占められていることはすでに高橋氏の調査で明らかになっている）。源氏物語や伊勢物語などすら積極的に想定する必要はないのではないかと考えられる。このことは下官集の念頭に置いている作品の性格を考える上でももちろん注目すべきことである。

五、各条の内容(四) 「仮名字かきつゞくる事」

本文

一 仮名字かきつゞくる事

としのう ちには るはきにけりひ

と、せをこ そとやい はむことし

如此書時よみときがたし。句をかきゝる大切、よみやすきゆへ也。

としのうちには るはきにけり ひと、せを

こそとやいはむ ことしとやいはむ「仮令如此書」

連綿について述べた条である(右の引用では切れ目を一字アキで示した)。古い写本では連綿の切れ目は句の切れ目にお構いなしになることがよくあり、<sup>(23)</sup>確かに判読しづらいつらいつらと感ずることがある。句に即応した連綿になっていけば読みやすくなるであろう。「読みやすさ」という基準が明確に打ち出されている。↓〔主題3・合理性志向〕

ところで、加藤良徳氏は定家書記資料の連綿を調査し、定家が句を跨いで連綿することは確かにほとんどないことを指摘された。<sup>(24)</sup>しかし、「句をかきゝる大切」と言っているにも関わらず、実際の連綿は一句よりも短いのが普通であることも指摘しておられる。定家の連綿は一般に短く、五字に達することは稀なのである。下官集定家模刻本では各句を確かに一纏めに連綿した例が「仮令如此書」として挙げられているが、これは定家にしては慣れない書き方だ



つたに違いない。事実としては「句を跨がない」ことだけを注意していたのだが、それを規範として表現する際に、過剰な訂正が加わってしまったのだと考えられる。

ちなみに、古今集や拾遺集には長歌があるが、定家はその各句を分かち書きしている。古い写本は句の切れ目に関係なく一続きに書いているので、ひどく読みにくく感ずる。定家の独創ではないだろうが、合理的基準を徹底させようとする意志を認めたい。

## 六、各条の内容（五） 「書歌事」

本文

### 一 書歌事

知物様之人、称故実、態以上句之末、下句之行之上に書。

さくらちるこのしたかせは さむか  
らてそらにしられぬゆきそふりける

如此書、雖有其説、当時至愚之性、迷而不弁上下句。只付読安、可用左説。

さくらちるこのした風はさむかからて

そらにしられぬゆきそふりける

真名を書交字、或ハ落字之時、上句一行にたらずなれども、只如欠字其所を置て次の行に可書下句之由洪之。

和歌を二行に書くときの要領である。ここで言う「書歌事」とは歌集における書写を指すであろう。歌会で提出する懐紙ならば、一首を三行三字に書く決まりである（定家にはそれを指示した作法書として和歌書様もある）。また、「落字之時」（親本の上句に脱落がある時）でも行末を空けたままにして下句は行頭から書けという指示は、自作を書くなら有り得ないことである。「書始草、子事」と始まった下官集は、「表紙裏書」部分を除き、その点では一貫していたものと思う。

定家は上句と下句とをそれぞれ一行に書く方式を提案しているが、これは実際の定家書記資料に徴してもほとんど常に守られていると言える。ただし、定家が関与した歌書写本は多くが六半本（拵型本）で和歌は二行書き（六半本では寸法の関係で一首を一行には書けない）であるのに対して、三代集写本は基本的に縦長の四半本で、一首は一行に書かれており、下官集の規定と食い違う。この記述から見ると、下官集はこの条では勅撰集以外の資料を念頭に置いていることになり、他の条と矛盾する観がある。現在のところその理由には思い至らない。

一方、俊成を含む定家周辺の歌書写本では、改行点が一定しないことが多い。まず俊成では上下句の分割改行が基本的には志向されていたようだが、必ずしも徹底しない。了佐切古今集・昭和切古今集でも所々に「ずれた」改行例が見られる。古来風体抄も同様である。ただし日野切千載集は「古筆学大成」で写真が見られるものに限れば）徹底しているようである。

俊成・定家周辺の書写者は様々である。全く上下句の切れ目に無関心な者が多いが、逆に卷子本曾丹集切のように下句を次行に送って必ず一字下げるといふ徹底した書写態度の資料もある（二行目の行頭を少し下げて区別するタイプの本では、上下句に分割してあることが多いのではないだろうか）。伝俊成筆の顕広切・御家切古今集は完全に上下句の間で

改行している。定家の時代以後は、通常の歌書写本で一首を二行書きする場合、上句・下句に分割されるのが一般であるから、下官集は書写様式が固定化しようとする時期の著作と見られる。

書写の行分割は歌の形式と一致しているべきだ、という感覚は、例えば定家と同時代を生きた藤原伊行の夜鶴庭訓抄にも次のように表現されている。

歌を書様、二行ならば五七五「二行」七々「一行」、三行ならば五七「一行」五七「二行」七「二行」まで、三くだりにあるべし。ただ手だにうつくしくば、などいふ事は無下の事也。さればこそ道はいみじけれ。

（群書類従本により表記改む）

ここでは、句の切れ目と食い違う改行は、格式に外れたしどけないものと意識されているように感じられる。

今野真二氏は表記史の立場から、紙面に長い文を書いていくときに、「行」が意味のある区分として意識されてくる過程を論じておられる。<sup>(25)</sup>例えば元永本古今集では同字の繰返し（踊り字）を平気で行頭に置くが、それに対し鎌倉の写本では、為家本土佐日記のように厳密に親本を写し取ったものでも、親本では重点である所が転写の際行頭に来てしまうと、原態を崩してもう一度同じ字を書く。これは「行」が一つの書記単位として機能するようになったことの現れである。また、行末で文節が分断されるのを嫌い、字を小さくして改行前に詰め込んでしまうことが多くなるが、それは「行」と意味的なまとまりを一致させようとする志向の現れであるとされる。そのような意識がやがて上下句の分割に合わせた改行を生み出すことは自然の成り行きと言ってよからう。いつから意識が変化したとはもちろん言えないものの、例えば平安中期と鎌倉初期とは明確な差があったであろうことは推定してよからう。

さて、下官集によれば「物の様を知る人」はわざと上句の末尾を二行目に送る書き方を「故実」と称していたという。遠藤邦基氏は高野切本古今集などからそのような書写例を拾い出すとともに、これを句読法の歴史の古い段階（すなわち改行の効果が機能的に用いられない段階）と評価し、定家の示す合理的な改行に至る前史をなすものと理解しておられる。<sup>(26)</sup>大局的に見ればもちろんそれでよいのであろうが、下官集の問題として考えると今少し丁寧な考察が必要ではないだろうか。まず、事実としてみても高野切は常に上句の末尾を次行に送り込んでいるわけではない。氏も例を挙げておられるように逆に下句の最初が前行末に入り込むことも同様に生じているし、要するに上下句の分割を明確に志向しようとしていないだけのことであろう。

ところが「物の様を知る人」は、上句の末尾をわざと次行に送り込むことを通常の書記法とは違った「故実」だと言っている以上、彼もまた上下句の切れ目で分割するのが自然だと感じているのである。ところが古くから能書の書いてきた写本ではそうなっていない。彼はその違和感を逆手にとって「故実」として規範化しようとしているわけである。これは異常な事と思えるかもしれないが、例えば歌会に提出する和歌懐紙を三行三字に書くことにも、何ら合理的必然性は存在しない。なお、早く袋草紙から「三行三字」の故実が述べられているにも関わらず、平安末期・鎌倉初期の和歌懐紙がまだ三行三字に固定していないことはよく知られており、その故実の普及も鎌倉に入ってからのことと考えてよい。和歌を「書く」作法は当時形成中だったのであり、自然な書記に対してどこまでこれを様式化（故実化）するかは未確定だった。「物の様を知る人」の見解もその流れの中で生じたものと解釈される。

つまり、これは表記法の新旧の対立なのではない。わざと上句の末を次行頭へ送る書き方は、新しい「行」意識に基づいて古い書写資料を捉え返した結果生じたのであり、古い写本に対してどういう態度を採るかという選択の問題である。それは、「歌集を書写する」行為を、古くからの伝統の中にとり位置付けるかの問題と言い換えてもよい。

格式を重んじ、古例にのっとって書くことを重視するなら、わざと上下句の切れ目とずらした改行を試みることは優美な行為であろう。懐紙書式に見るように、合理性基準はしばしば「故実」に道を譲るのである（歌集の書写において結局それが一般化しなかったのは、「歌集を書写する」ということが、歌会で提出される懐紙ほどには「晴の所作」としての規制を受けなかったからかも知れない）。定家はこれを退ける為に、「至愚之性迷而不弁上下句。只付読安」と述べるが、それはつまり伝統から遊離することを意味している。定家は「故実」を述べる「物の様を知る人」に対して、「それは合理的でない」と攻撃することはできないのであり、ただそこから遊離して見せるほかはないのである。

この部分、二類本（和歌愚僻抄）本系統<sup>27</sup>では「如此書、雖聞故実之由、当時至愚之性、迷而不弁、只付読安、枉理可用此説」とある。定家自身による別テキストであるかどうかはお断定できないが（その可能性が高いとは思いが）、「理を枉げて」通常の行分割を採用するという言い方は、「故実」の正当性に抗うことのむずかしさをよく示している。↓〔主題1・差異〕〔主題2・故実／古代志向〕〔主題3・合理性志向〕

さきにも触れたが、俊成などでは上下句の境目で改行するケースが多いものの、徹底しているわけではない。定家が際立つのは「徹底性」という点にある。この条で「上句に漢字を混ぜて書いたときや、親本に脱字があったときには上句が一行分に満たなくなるが、それでも一行目の行末を空白にしたままで改行する」と述べているのはそれを示すものである。仮名遣いでも定家の徹底性は驚くべきものであることが大野晋氏<sup>28</sup>以来指摘されているが、この点についても下官集全体を視野にいれた上で改めて考えたい。

なお、末尾の「…次の行に可書下句之由洪之」は、ノートルダム清心女子大学図書館黒川文庫本などでは「執シフス」と傍記があるように、「之を執す」の「執」の替わりに同音の「洪」を宛てたものである。明月記にしばしば用例が見られることも付け加えておきたい。

七、各条の内容（六） 「草子付色々符事」

本文

一 草子付色々符事<sup>シレン</sup> 和漢有之。

仮令

古今和歌集卷第二

如此之所也。

左枚書始其事時、多付件枚。清輔朝臣如此付。先人左枚雖書之、付不書右枚。下官用之。以右手引披依有便也。

已上、先人・下官存之。他人不同心。

この条の意味について、『国語国文学研究史大成15 国語学』の注は「この項は草子に見出しや丁づけなど、索引の便のために、書き入れをする場合、右と左のどちらのページにするか、について述べる」と解説する。しかしそれは正しくない。冊子本では目指す場所をすぐ開くために、各巻の始まりなどの丁に小さな紙片を貼り付けて目印にすることがあるが、その種の小紙片をここでは「符」と言っているのである。「色々符」とあるのは実際にカラフルなものなのだろう（経験的に言っても青や朱などの色紙が普通であると思う）。そう解釈しないとこの記述は意味不明である。

試みに通釈しておく、「一 草子に色々の付箋を付けること。これは和書でも漢籍でも行われることである。例えば、「古今和歌集巻第二」というような（巻の始まりの）箇所<sup>30</sup>に付けるのである。見開きの左の頁からその巻が始まる時、多くは左側の丁に付箋を貼る。清輔朝臣もそのように貼付していた。父俊成は、左の頁から書き始めていても付箋は当該の巻を書いてはいない右側の丁に貼っていた。わたくしもこのやり方に従う。その場所を探す際に、その付箋を右手でつまんで頁を開くのに便利だからだ（左側の丁に付いていると、引き開けた時に次の頁が開いてしまう―注）。以上は父俊成とわたくしだけが守っていることで、他の人は賛同してはいない」となる。「仮令」として挙げられた例が古今集の「巻第二」なのは、冊子の途中、巻の変わり目であることを示したかったからにほかならない（もっとも古今集は仮名序があるから、巻一でも冒頭ではないが）。

最後の「已上」は下官集の記事全体について言うとも取れるが、本書の他の条には俊成との差異を述べているものもあるから、全体に掛けてしまうと矛盾が生ずる。なおこの一文は二類本では「已上―身存之。更無用人」となっているが、現状を述べたものと考えれば、「先人」はなくても（すでに俊成は没しているので）内容は同じことになる。

さて、内容を確認しては見たが、本条の言うところは実に些細なことに過ぎない。付箋をどこに貼るかなど、文学と何の関係があるのか。しかし、下官集という作品が定家にとって何であったかを考えるに当たっては、このような一見不可解なものこそ参考になるだろうと考える。詳しくは後述する。

まず定家の証言が裏付けられるかどうか調べて見よう。冷泉家藏定家筆嘉禄本古今集<sup>30</sup>ではほとんどの巻に右で述べたような小紙片が貼られているか、そうでなくてもその剥離痕がある。そのうち、見開きの左頁から本文が始まる巻は秋上・秋下・羈旅・物名・恋二・恋四・恋五・哀傷・大歌所御歌の九巻であるが、付箋はすべて見開き右側の丁に貼られており、下官集の記述と一致している。安藤積産合資会社藏定家筆伊達家本古今集<sup>31</sup>も同様の状況である（影印

本カラー口絵により、春上の付箋は紅色であることが知られる。同社蔵定家筆拾遺集も同様である。<sup>(32)</sup> これら三本はいずれも丁の小口側の中央近くに付箋を貼ることで一致している。

影印本では四周をカットすることが多く、勅撰集の鎌倉初期写本で付箋やその剥離痕を確認できる資料は少ないが、例えば安藤柳司氏蔵伝藤原兼実筆中山切古今集<sup>(33)</sup>（鎌倉期写。定家本墨滅歌を巻末にまとめた部分が近年出現し、定家本以後の写本であることが明らかになったので兼実筆とは考えられない）では恋一〜五がみな左頁から始まり、付箋の剥離痕はすべて左側の丁にある。下官集で言う「他人」の流儀である。一方、冷泉家蔵為家本統後撰集は定家と同じ方式であることは注意される。

もちろん付箋は当該写本の書写された時にすぐ付けられたものであるかどうか確定のしようがない。従って右の調査は何の説得力もないとも言えるが、少なくとも下官集の記述と定家書写本の状況が一致しているのは事実である。これらの付箋の位置は定家が自説に基づいて選択したものではないだろうか。

定家は付箋の貼付位置について俊成と同じ方式を取るが、それは他の人々とは違っていた。清輔の本も違っていたという。なぜ俊成と同じにしたかについて、定家は「右手で引き開けた時にすぐ巻頭が出る」という実用性を挙げる。とにかくここには他者との比較の中で自分のやり方を位置付け、合理性によって裏打ちしようとする姿勢が現れているといえる。↓〔主題1・差異〕〔主題3・合理性志向〕

## 八、モチーフの整理（一）〔主題1・差異〕

下官集を改めて読み直し、三つの主題を随所で拾い上げてきた。ここからはそれらをまとめて論じて行きたい。



〔主題1・差異〕が現れるのは次のような場面であった。

- (1) 標題「僻案」の注記で、自分の方式は誰も用いないし、用いられるはずもないと述べること。
- (2) 「表紙裏書」で、他の人々の表記や発音が崩れてしまったと感ずること。
- (3) 「書始草子事」で、「旧女房」・俊成・清輔など多くの先例が見開き左頁から書き始めているのに対し、定家は右頁始まりで書いていること。
- (4) 「嫌文字事」で、自分のような仮名遣いは誰も定めていないし、先例もなく、周囲の人も全く同調してくれないと述べること。
- (5) 「書歌事」で、「物の様を知る人」の意見は権威があるとしながらもそれに従わないこと。
- (6) 「草子付色々符事」で、清輔など多くの人と違った丁に付箋を貼付しようとする事。それは俊成と自分だけの方法であり、誰も同調していないと述べる事。

一般論から始めたい。伝授にまつわるテキストは基本的に、自分が他の者達とは異なっていることを強調する性質がある。単純に言えば、他との差異において始めて自分の価値が生ずるからである。中世古今注・伊勢物語注などならば、「当流には……」「当家には……」と自説を述べて「他流」「他家」との差異を強調するようなものだ。

同時に、差異は一つ一つ価値付けられなくてはならない。自己の優越性を言えなくては、相手にそれを語る意味はなく、自分自身にとっても、アイデンティティーを形作る上で無効であることになる。

下官集は繰り返し他との差異を述べ続ける。「仮名字かきつゞくる事」以外の各条で他者との差異が強調されてい

ることになるが、その「仮名字かきつゞくる事」も、連綿が句と対応していないために読み取りにくい例の提示から始まっており、それは古い写本では一般的なことであるから、明示されてはいないものの、定家はやはり先例として残されている草子と自分との差異を意識しているのである。従って、下官集は常に他者との何らかの差異を起点にして自己を語る学書なのである。

下官集はマニユアル的学書であると言われるが、和歌会次第・和歌書様といった定家のほかの作法書には右の特質は見られない。それらの著書では、特に他との差異を浮き上がらせることなく、一般的・普遍的な所作を淡々と語り進めていくところのほうが多いはずである。その中で、いくつかの点が「他家」との対立点として鋭く意識されているわけである。下官集はそうではなく、歌集の冊子本を作成する上で立ち現れた諸々の差異のみを数え上げて行ったかのような印象を受ける。そして、それが一つ一つ〔主題②・故実／古代志向〕〔主題③・合理性志向〕によって価値付けられていくのである。それら二つのモチーフは背反しつつ絡み合い、幅轉した状況を呈していることはすでに見てきた通りである。

定家は、「草子作り」の注意点を一連の作業に即して述べていくマニユアルを作るつもりだったのではなく、また、「草子作り」を素材にして自己の志向を体系立てて述べようとしたのでもなかったらう。ここではむしろ、差異が先に立っており、定家はその差異を意味付けることに精力を費やしているのである。意味付けねばならない差異が目の前にあり、それを逐一捉え返すことによって自己を形作る過程が下官集の基底をなしているのではないだろうか。

ひどく抽象的な言い方になってしまい心苦しいが、あえてこのようなレベルで下官集を記述するのは、定家の別の作品との類似を指摘したいからである。その作品とは、顕註密勘と三代集之間事である。この二つの作品は、六条家の三代集証本と古今集の顕昭注（古今秘注抄と呼ばれるもの。顕註密勘の顕註）とに触れた定家が、そこに生じた差異・

違和を捉え返し、自分の「家の説」を形作っていく過程で生まれたものである。<sup>(35)</sup>

かつて論じたように<sup>(36)</sup>、この時定家は自己の持つ証本本文の根柢のなさを突き付けられ、また古今集の解釈に様々な差異のあることを実感し、その二点について自己防衛を図らねばならなかった。そのため彼は一方では六条家の本文・解釈の合理性を検証して非合理的なものを論破しようとし、他方では自己の本文・解釈を「基俊―俊成―定家」と三代相伝してきた重みのあるものとして（つまり、これは家レベルの「故実」であるとして）守ろうとしたのであった。個々の事例を処理する定家の志向は「合理性」と「相伝の権威」とに分裂し、一面的な整理を許さない。

これは定家本古今集の本文校訂態度にも見て取ることができる。定家の本文校訂は合理性を重んじると言われ、確かにその通りなのであるが、一方でその選択の幅は父俊成の遺した俊成本古今集の本文の範囲（本行と傍記の二通りが示されている所が少なくない）をほとんど越えることがない。合理性を追及するなら自由な本文整理を試みてよいはずなのに、そうはしないし、一方俊成の遺した本文の内部では自在な選択を繰り返して原態を失わせてしまう。清輔・顕昭に代表される六条家という他者の存在が、またそれとの差異が、定家の証本作成作業の質を規定するのである。<sup>(37)</sup>

本稿で顕註密勘や三代集之間事、また定家本三代集について詳しく説明することはできないが、かつて論じた所に拠れば、それらの形成の誘因となったのは、承久三年（1221）をさほど遡らない時期に、六条家の関係者（あるいは知家か）から清輔筆古今集を含む六条家本三代集と古今集の顕昭注を見せられたことであつた。<sup>(38)</sup>ところが注目すべきことに、下官集もまた「清輔朝臣」の本に触れた経験が執筆の背景となつていたのである。清輔の名が見えるのは次の箇所である。

・「書始草子事」の、見開き左頁始まりの先例の中に「清輔朝臣如此」とある。

・「草子付色々符事」の、付箋を左側の丁に貼る先例の中に「清輔朝臣如此付」とある。

この二例は定家が清輔自筆本を見た経験に基づいている。「清輔本」と言っても本文内容が清輔のものであるだけで、その転写本であるケースもあり得るが、ここはそうではない。なぜならここで問題になっているのは本文でなく造本だからである。転写本を見たのでは清輔がどちらの頁から書き始めたか、付箋をどちらの丁に貼ったかは知り得ない。従ってこれは清輔みずからが書写し、製本させた冊子でなくてはならない。

定家が見た清輔本は何を写したものであったのだろうか。恐らく古今集であろうと本稿では推定する。頭註密勘識語により、定家が清輔自筆の古今集を見たことは確認できる。また、右の下官集の例のうち、「書始草子事」の例は伊房筆のやはり古今集と並べられている（もう一つ「先人」も挙がっているが、定家が俊成自筆本古今集を見ていることは言うまでもない）。「草子付色々符事」の例で「仮令」として示された例が「古今和歌集卷第二」であるのも偶然ではないのかも知れない。

下官集は基本的に勅撰集を書写対象として想定しているのではないかと本稿では考えてきたが、定家が見たであろう六条家本勅撰集は古今・後撰・拾遺・後拾遺の四集である。そのうち清輔自筆とわかっているのは古今集だけで、拾遺集は季経本かとも想像されているし、後拾遺は清輔の勅物を搭載してはいたものの本文は別ではなかったかとかつて論じた<sup>(40)</sup>。最も蓋然性が高いのはやはり古今集である。

頭註密勘や三代集之間事のように、下官集も清輔本古今集に触れた衝撃を少なくとも一つの背景として生れた作品ではなかったろうか。前の二作品が本文・解釈レベルに視点を置いていたのに対して、下官集はもつと即物的な「書写」「造本」レベルでの差異に着目して自説の確認を図ったものと位置付けることができるかもしれない。

もちろん下官集のすべての条が清輔本との差異を起点にしているわけではない。あくまで一つの背景という以上のことではないが、この作品を孤立した位置に置くのではなく、他の作品との類比を通して定家の「家説」形成モデルに結び付けていくことはできるように思う。

さて、下官集が清輔自筆の古今集を見た後に著されたものとすれば、下官集の成立年代にはある上限が設けられることになる。従来は俊成を「先人」と呼ぶことから俊成の没した元久元年（1204）十一月三十日以降であることまでは限定されていたが、頭註密勘識語から考えて、清輔自筆本の披見は承久三年（1221）以前で、しかもそれをさほど遡らない時点ではないかと考えられる。また、清輔自筆本披見の結果として定家本古今集の奥書は以前とかなり違ったものになるが、建保五年（1217）の奥書ではまだその影響が見られない<sup>(4)</sup>。恐らく清輔自筆本の披見は建保末（七年が承久元年）前後であつたらう。下官集の成立はそれ以降と判断してよいだろう。

## 九、モチーフの整理（二）〔主題2・故実／古代志向〕

第二の主題は次のように現れている。

- (1) 「書始草子事」で、見開き右頁から書き始めることは中国の版本に倣っているのだと述べること。
- (2) 同じ条で、狭衣物語写本では左頁始まりが流例であると指摘すること。
- (3) 「嫌文字事」で、当世の人々の仮名遣いは古人に比べいっそう乱れていると述べること。
- (4) 同じ条で、自分の仮名遣い基準は「旧草子」群によって経験的に得たものだと述べること。また、「笛」の

仮名遣いを古人の和歌を証として定め、近代の人を批判すること。

(5) 「書歌事」で、上句の末尾を二行目に送る書き方を「故実」と称する人に対し、合理的でないと思いつつも無視できないという姿勢を保つこと。

注意されるのは、本稿冒頭にも述べたように、「家説」の強調が見えないことであろう。俊成からはこれらのことは何も聞いていなかったのだろう。これは定家学書の中では特殊なことに属する。そのため父俊成を飛び越して古人の流儀に直接つながって行こうとする箇所が目立っている。

#### 十、モチーフの整理 (三) [主題3・合理性志向]

第三の主題は次のように現れている。

(1) 「書始草子事」で、見開き左頁から書き始めると右頁が空白となり無駄であるように見えるので、右頁始まりが優れているとすること。

(2) 「嫌文字事」で、「を／お」の書き分けに関しては経験則に拠らず、アクセントの高低で統一していること。

(3) 同じ条で、語源を同じくする語・活用から仮名遣いが確定できる語を統一的に処理しようとしていること。

また、「笛」の仮名遣いを定めるに当たり、書写過程での影響を受けない物名歌の表現を証拠としようとしていること。

(4) 「仮名字かきつゞくる事」で、連綿を句の単位と同調させて読み易さを実現するべきだとすること。

(5) 「書歌事」で、和歌を二行書きする時は上句・下句の切れ目に合わせて読み易さを実現するべきだとすること。

(6) 「草子付色々符事」で、冊子本に各巻の始まりを示す付箋を貼る時は、右手でそれを持って引き開けた時に目指す頁がすぐ開くように常に見開き右側の丁に貼るべきだとすること。

「合理性」の名の下に雑多な事柄をまとめてしまっているのは承知の上である。自分の主張の根拠を掲げるに際して、「理」に拠るか、「例」に拠るか二分法を採用してみたのに過ぎない。中には他愛のないことも含まれているが、とにかく定家が合理性を執拗に言い立てていることは疑いない。しかし、それを「定家は合理的な人だったから、そうなのだろう」と同語反復的に納得するのでは下官集はよくわからなくなるのではないかと思う。定家書記資料が理の通った態度で書かれているということ、下官集が合理性を前面に出して主張を展開していることをいったん切り離し、この歌学書がどう書かれているかを注視してみよう。

ここで読み取るべきことは、冊子作りの諸過程で意識された様々な他者との差異を、定家が一つ一つ根拠付けていく姿である。合理性基準はそのための道具にすぎない。別の箇所では「主題？・故実／古代志向」が押し出されているのである。定家は種類の異なる複数の刃を自在に持ち替えて戦っている。

定家の方法レベルの不徹底を見出だすことは容易である。上句・下句の分割改行は、最も誤読の許されない和歌懐紙では採用されない。仮名遣い用例では、「を／お」の書き分け案が「旧草子」とは矛盾することを知っていながら、近代の人は「笛」の仮名遣いが誤っていると批判する。定家がアクセントで「を／お」を書き分けたことは、書写す

る定家自身にとつては有益なことだが、その基準は一般の読者には知らされていないのだから、逆に異常な仮名遣いとして誤読を招くことも考えられる。もしそれでも実害がないとすれば、そもそも同音の音節に対する仮名遣いを定めること自体の社会的有効性(「読み易さ」への貢献度)が疑問にならざるを得ないだろう。<sup>(42)</sup>

また、「書始草子事」などは見開きのどちらの頁から書き始めても何とでも理屈は付く(「流例」に従って左頁から書く、と主張しても下官集全体の中で違和感はない。「漢字之摺本之草子」と定家の書く列帖装本との違いを強調することも可能である)。方法が先行しているのではなく、「自分のやり方」<sup>(43)</sup>がまずあったのだと考えるべきである。

しかし、同時に実践面において定家は非常に徹底的であった(仮名遣いや改行法)。本人の志向が漠然と「こちらのほうが好ましい」と感ずる程度であったならば到底実現されまいと思われる徹底ぶりである。それは恐らく、定家によつて強い意志を持つて「選び取られた」ことを示しているのであり、下官集が一々の事柄に根拠を編み出し続けたことと対応している。下官集は、差異の中で浮き上がった自己が改めて強く選び取られる過程を象徴するものとして読まれるべきだと考える。

蛇足ながら一言加える。小松英雄氏以来、表記史研究の分野では書記のすべての細部にわたつて合理性を追及する定家というイメージが強調されてきた。これは国文学研究の分野において、萩谷朴氏(土佐日記の校訂論)・片桐洋一氏(三代集・伊勢物語の校訂論)以来、本文を細部まで合理的に改変する定家というイメージが強調されていることとよく似ている。それらが間違つていふと言うのではないが、伝統性を誰よりも重んじなくてはならぬ歌道家の当主が、合理性を追及することの異常さにも目を向けるべきではないのだろうか。「定家は合理性を追及する人物だから、テクストのすべての細部は定家の意志の反映として読める」という考え方を基にした論文に(国語学・国文学両方で)出会うことがあるが、その種の論文では当然ながら今述べたような懐疑は見られないのである。



## 十一、おわりに

大変長い再検討を経て来たが、モチーフのまとめは抽象的なレベルに終始せざるを得なかった。しかし下官集を定家歌学の一環として読むためのフィールドは設定できたと考える。

フィールドの設定ということでは、もう一つ大事なものは下官集の対象とする素材の検討であろう。下官集が勅撰集（それも比較的古いもの）を書写の対象物として想定しているのではないかと見られる点は随所にある。いくつかは指摘したが、他に「書歌事」の例歌が拾遺集歌（64）であることも挙げられよう。定家は生涯に多くの三代集を書写しては人に贈り続けた。後拾遺以降の勅撰集の定家筆本は伝存しない（新勅撰集に伝定家筆本があるのみ）が、書写していたことは勿論である。その経験が元になっていることは言うまでもない。

しかし、むしろ注目しなくてはならないのは、定家が多くを書写を繰り返す中で、勅撰集の写本作成を、歌道家の人間の聖なる務めの一つと意識するようになったであろうことである。特に三代集ならば伝授に際して与えられるテクストである。写本の形態が問題になるのはそのような背景が形成されたことに起因するであろう（単に「定家は多くの歌書を書写する人物だったから、様式の制定が急務だったのだ」と論ずるならば、むしろ入木道の家にこそこの種の様式が形成されてくるはずではないかという疑問が生ずる）。同じく伝授のための他家の証本である清輔自筆本を見たことは一つの契機となったはずだ。定家は天福本後撰集に行成筆本を校合した時も、文暦二年に貫之自筆土佐日記を書写した時も、詳しく該本の書誌を記しているが、そのような眼は写本作成という行為を独自に意味付けたことにより養われたものであろう。

下官集の持つ特質のある部分は三代集の伝授に根差している。その意味で、やはり頭註密勘や三代集之間事、僻案

抄と同じフィールドに属しているのだが、下官集が加わることで「弟子に証本を書き与える」行為の全体像が見えてくることになる。ただしそれは、定家の書記行為がすべて「伝授に有効であることを第一として」規定されることを直接意味するわけではないことを付け加えておきたい（定家の書記・造本が細部まで伝授時の有効性を最大にするように深い配慮を以て決定されている、などという議論が起ることを恐れる）。むしろ、そんな目的とは関わりなく慣用していた事柄を、みずから根拠付けねばならなくなつたところに下官集の本質があるように思う。

定家本古今集は確かに誤読を避けるように慎重に配慮して写されているが、例えばある種の「証本」は、親本の表記を全く変えない（改行や異体仮名の使い方まで保存する）ことよつて權威を獲得している。<sup>44</sup> そのような様態の方が、伝授テキストとしての性格は明確であろう。また、全文を読み上げて教授する古今伝授の習慣に基づいて、詳細な声点が差されている本もあるが、<sup>45</sup> 定家本ではさほど多くない。様々な専門的情報を付加する勅物類も清輔本に比べれば少ない。定家本の形態は特に極端なものではないのである。

下官集に書かれていることは文学に直接関わらない些細なことばかりである。仮名遣い用例が時代の需要に依えて多くの享受を生み出したのに対して、それ以外の部分はほとんど無視された。<sup>46</sup> 定家時点では、伝授が、それに関わる諸行為の何をどこまで故美化するかはまだ手探りの状態だったのだ。しかし下官集は、その「手探り」を伝える資料だからこそ貴重なのであると考える。そのことが逆に始発期の伝授の本質を浮かび上がらせるからである。

本稿は、国語・国文双方の研究者に読んで頂ければと願つて、やや説明を多めにして執筆したのであるが、結果として大変散漫な考察に終始した。特に国語学の視点からは得るものが少ないかも知れない。下官集を「表記の史的展開」の一コマとして扱うならば、本稿の述べたところはほとんど捨象してよいことであろう。しかし、「史的展開」の客観的記述は個別の資料の持つ意味を明らかにしてくれるわけではない。本稿は一応「国語学史」に属する研究と

言ってもよいと思うが、「学史」は資料の個性性に立脚するほかにない領域であると考えている。

なお、前稿において果たせなかったことに、基本資料の影印・解題があるが、これについては更に稿を改めることとする。

注

- (1) 大野氏「藤原定家の仮名遣について」(国語学72、昭43・3)ほか。下官集に関する大野氏の見解は「仮名遣と上代語」(昭57)にまとめられる。
- (2) 馬淵氏「平安時代末期の母音」(国語3—2、昭29・7。後に「日本韻学史の研究Ⅱ」(昭38)に収録)。
- (3) 高橋宏幸氏「『下官集』用例語句出典考」(都留文科大学/国文学論考20、昭59・3)に指摘あり。
- (4) 前稿参照。
- (5) 海野圭介氏「僻案抄の伝本と生成」(和歌文学研究79、平11・12)参照。
- (6) 浅田「三井文庫蔵「歌物」(定家筆)について」(和歌文学研究彙報1、平5・7)に短い紹介文として書いた内容と以下重複する。冷泉家所蔵資料の存在が明らかになったのはその後で、同稿にはまだ触れられていない。なお定家卿長歌短歌之説が引く貫之注が公任卿注と同一であることは早く中島光風「上世歌学の研究」(昭20)88頁に指摘されている。この公任卿注が公任の作であるかどうかは不明だが、最新の研究である杉本(杉田)まゆ子氏「公任歌学と古今集序注—仮名序古注と公任序注の先後—」(鈴木淳・柏木由夫両氏編「和歌 解釈のパラダイム」平10)は公任の作とする。
- (7) 小松氏「日本語書記史原論」(平10)163頁。小松氏は「いろはうた」(中公新書、昭54)でも下官集のこの部分に言及しておられる。
- (8) 迫野氏「定家の「仮名もじ遣」」(語文研究37、昭49・8)。
- (9) 小松氏「いろはうた」。
- (10) 明月記承元二年十一月二十三日条「況レ秦姫已卒」云々、嘉祿二年二月二日条「況レ拔苦之御願、雖片時可被忽レ遂歎」、五月二十日条「三十五猶以有恐、況不及彼哉」の自筆本(冷泉家時雨亭叢書)参照。

(11) 『国語国文学研究史大成』は「過」を「過ギタリ」と訓むが、大野氏・小松氏・迫野氏の論文には「過てり」かそれに近い訓が採用されていることがある。そのような意味ならば「違」を使うのではないか。「過于…」の形は自然ではないと思う。

(12) 大野氏「仮名遣の起源について」(国語と国文学27—12、昭25・12)。

(13) 小松氏「三卷本『色葉字類抄』における「ヲ」「オ」の分布とその分析」(国語学69、昭42・6。後に『日本声調史論考』昭46に収録)に詳しい。ただし大野氏「仮名づかいの歴史」(『岩波講座日本語』8 文字、昭52)はそれを疑問とする。小松氏の最新の見解は『日本語書記史原論』参照。

(14) 大野氏「仮名遣の起源について」、小林芳規氏「将門記承徳点本の仮名遣をめぐって」(国文学49、昭44・3)、築島裕氏「無窮会本大般若経音義のオ・ヲの仮名遣について」(訓点語と訓点資料54、昭49・5)、西崎亨氏「京大転写本俱舍論音義のオ・ヲの仮名遣について」(武庫川国文24、昭59・11)。また迫野氏「『名語記』の仮名づかい」(『鶴久教授退官記念国語学論集』平5)は名語記が定家仮名遣を採用していると論じられたが、歌人でもない著者経尊が定家筆の歌書に触れ、その表記の法則性を見抜き、かつこれを採用して自分の原則とする可能性は非常に低く、むしろアクセントに拠るヲ・オの書き分けが僧侶の世界の一部の慣習として存在していたことを示す資料として扱うのが妥当ではないかと考える。迫野氏はヲ・オ以外の書き分けも定家仮名遣に則っているとするが、用例は少なく、俄かには従えない。

(15) 下官集では「を／お」の項の例語は語頭にこれらの字を持つものだけだが、語頭以外でも定家の書記資料では同じ原則で書き分けがなされていることが大野氏により確認されている(『仮名遣の起源について』)。なぜ下官集が語頭の例ばかりを挙げたのかは未詳。語頭の方がアクセントを認識しやすいと考えたのだろうか。

(16) この注は写本によって付された位置が違い、それにより対象とする範囲が異なって見えるが、定家模刻本では「ひ」の項全体に対する注という意味で書き付けられていると見える。注記の内容からも末尾の「いざよひの月」一例についてのみ言うのではふさわしくない。

(17) 築島裕氏ほか編『東京国立博物館蔵本 古今和歌集総索引』(平6)による。

(18) 小松氏「藤原定家の仮名づかい——「を」「お」の中和を中心として——」(言語生活77、昭49・5。後に『仮名文の原理』昭63、さらに『日本語書記史原論』に収録)、小笠原一氏「定家自筆本のかの用法——「越」の場合——」(学芸国語国文学12、昭51・1)参照。なお定家の「越」の用法は掛詞に限らないのであるが、為家はそれを主たるものと考えていたことは前稿で述べた。中村元氏「聖護院蔵『下官集』について」(中世文芸論稿8、昭58・11)参照。

- (19) 奥野陽子氏「藤原定家の用字法―自筆本拾遺愚草における仮名の異なる掛詞を中心に―」（『国語国文』68―8、平11・8）。いくらか目立たせたい所に「補助字体」（中心的に使われる字体ではない字体の意）を用いることはあり得るが、証明には困難が伴う。
- (20) 中村元氏「『下官集』における「通用」の意味」（『中世文学論』10、昭62・2）は、「いざよひの月」「よゐのま」が仮名違いの二語による掛詞にはなり得ないことから、「通用」注記は掛詞と関わりなく解釈されるべきだとし、さらに仮名遣いとも切り離した解釈案を提示するが、下官集本条の読み方としては無理が多く、従えない。
- (21) 注（3）所掲稿。なお同氏「藤原定家の「仮名遣」成立の時期に関する鶏肋―玄々集と書状―」（『国文学論考』29、平5・3）に追補がある。
- (22) ただし「報ゆ」は別形「報ふ」が生ずるなど乱れていた。
- (23) 例えば針切相模集など著しい。
- (24) 加藤氏「連綿の機能から見た仮名文の書記システム」（『名古屋大学国語国文学』86、平12・7）。
- (25) 今野氏「書記における「行」意識」（『国学院雑誌』96―12、平7・12）。
- (26) 遠藤氏「句読法の史的考察―「句ヲ切ル」注記の意味―」（『関西大学文学論集』46―3、平8・12）。
- (27) 伝本分類については前稿を参照されたい。
- (28) 大野氏「仮名遣の起源について」。
- (29) 明月記承元二年正月十八日条「又近代之人、参議座奥ヲ歩廻之間、有殊故実之由、洪輩有之云々」、建暦元年十月二十五日条「師経卿又来云、元暦相国雖洪内由、已为外儀、不可背者、即列立」、同二年八月七日条「次資家取寄席指針〔此事彼朝臣所洪也〕」のような例がしばしば見られる。
- (30) 冷泉家時雨亭叢書「古今和歌集 嘉禄二年本 古今和歌集 貞応二年本」（平6）参照。
- (31) 久曾神昇氏編「藤原定家筆 古今和歌集」（平3）参照。
- (32) 久曾神氏編「藤原定家筆 拾遺和歌集」（平2）参照。
- (33) 久曾神氏編「中山切 古今和歌集」（平2）参照。
- (34) 冷泉家時雨亭叢書「統後撰和歌集 為家歌字」（平6）参照。
- (35) 浅田「頭註密勘の識語をめぐって」（『和歌文学研究』72、平8・6）。
- (36) 浅田「定家本とは何か」（『国文学』40―10、平7・8）。

(37) 注 (35) (36) 所掲稿。

(38) 注 (35) 所掲稿。

(39) 片桐洋一氏「拾遺和歌集の研究 伝本研究編」(昭46)、689頁参照。

(40) 浅田「後拾遺集為家相伝本をめぐって」(樋口芳麻呂氏編「王朝和歌と史的展開」平9)。ただし同稿の叙述にはいくらか失考があった。再度考えたい。

(41) 注 (36) 所掲稿。なお近時建保五年奥書を持つ定家本古今集が関西大学図書館の所蔵となり、片桐洋一氏が内容を紹介しておられる(「初期の定家本古今和歌集―関西大学図書館所蔵建保五年奥書本瞥見―」国文学(関西大学)80、平12・3)。同本の位置付けについては今後の課題としたい。ここでは踏み込まない。

(42) 仮名遣いの機能を社会レベルで見ると見るとは福島直恭氏「定家仮名遣の社会的意義」(国語学16、平3・9)、「仮名文の「読み」における定家仮名遣いの貢献度―単語の同定と異体字の存在の問題―」(小松英雄博士退官記念 日本語学論集)平5)に詳論されている。仮名遣いを「個人が発明する」ことの不思議さはどう少し深く掘り下げられてよいだろうと思う。

(43) ここで言う「自分のやり方」は、不徹底な、他者との積極的な差異付けを経ないものを想定している。

(44) 浅田「「不違一字」的書写態度について」(井上宗雄氏編「中世和歌 資料と論考」平4)参照。

(45) 秋永一枝氏「古今和歌集声点本の研究」全四冊(昭47・平3)に詳しい。浅田「声点注記を有する歌書―定家に至る―」(鈴木淳・柏木由夫氏編「和歌 解釈のパラダイム」平10)でも伝授との関わりでいくらか言及した。

(46) 前掲127頁で「仮名遣用例以外の部分が単独で享受されているような例は今のところ管見に入らない」と記したが、遠藤氏注(26)所掲稿により、入木道伝書の麒麟抄(群書類従所収)巻八に仮名遣い用例と合わせて連綿・改行のことも引用されていることに気付いた。「単独」ではないが享受例はあることになるので訂正したい。ただし、麒麟抄の下官集利用は奇怪にねじ曲げられたものである。

### 〔補記〕

まず、前稿に訂正を要する点が二つあったので、お詫びしてここに記しておきたい。

第一に、校本の冒頭から六行目、「大略皆書えと書てへと」との上の「書」字は衍入であり削除して頂きたい。また本文中でも述べたように、「嫌文字事」の三行目、「況亦…」の「況」字は「？」を付して「字体不分明」としてあったが、「況」と確かに読め

ると判断できるようになったので「？」「字体不分明」を削除して頂きたい。

第二に、前稿第六節で二類本を記述する中で、為相本に関する大野晋氏の内容紹介では「下官集の次に定家の「和歌書様」があるかどうか不明である」と記した（109頁）が、これは私の全くの勘違いで、和歌書様が存在することはちゃんと記されていた。誠に申し訳ない次第であり、大野氏にお詫びしてここに訂正しておきたい。同様に前稿112頁一行目の類似の記述も訂正が必要である。

次に、前稿における個人蔵の資料の表記について配慮が足りない旨お叱りを頂戴した。深く反省し、改めてお詫び申し上げたい。最後になったが、下官集の研究文献を収集するに当たっては加藤大鶴氏の御助力を得た。また兼築信行氏には考証の為の資料を拝借した。この場を借りて御礼申し上げます。